

リハセンターみどりの里運営規程

(介護付有料老人ホーム並びに指定地域密着型特定施設入居者生活介護)

第1条 (事業の目的)

この規程は、医療法人 社団大徳会（以下「事業者」という。）が開設するリハセンターみどりの里（以下「事業所」という。）において、実施および提供する介護付有料老人ホーム並びに指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、介護付有料老人ホーム並びに指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 事業者は、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援・世話、機能訓練及び療養上の世話をを行い、また利用者の心身機能の回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することとする。

第2条 (運営の方針)

事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を計画的に行う。

2 利用者がその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように、必要な入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活のお世話及び機能訓練及び療養上の世話などのサービスを提供する。

3 利用者相互の交流を促進し、社会性の確保及び閉じこもり等の解消に努めながら、利用者の心身機能の維持並びに、ご家族の身体的・精神的負担の軽減になるよう支援する。

4 事業の運営にあたっては、家庭的な雰囲気を作り、地域住民または地域社会との交流を図り、市町村、指定居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と協力し、利用者の意向に沿ったサービス提供を行う。

(みどりの里理念)

第3条 みどりの里理念

「一隅を照らす」私たちは、人々に灯火と明りと輝きをもたらします。

基本方針

1. 利用者様の人権を尊重し、地域の皆様に安心して信頼される施設を目指します。
2. 日々の研修・研鑽に励み、知識と技術の習得に努め質の高い看護、介護サービスを提供します。
3. 地域福祉の拠点となり、行政機関や各医療機関・事業所と連携し、地域の皆様の健康と豊かな生活の増進に貢献します。
4. いつも笑顔で挨拶、思いやりの心を大切にし、付加価値の高いサービスを目指します。

第4条 (事業所の名称及び所在地)

この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所名：リハセンターみどりの里
- (2) 所在地：熊本県阿蘇郡小国町宮原 425 番地 5

第5条（従業者の職種、員数及び職務内容）

この事業所の勤務する従事者の職務、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（2）生活相談員 1名（常勤専従1名）

生活相談員は、利用者又はその家族に対し、日常生活等必要な相談に適切に応じ、社会生活に必要な支援を行う。

（3）看護職員 5名（常勤兼務5名）

看護職員は、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持に努める。

（4）介護職員 14名（常勤専従14名うち介護福祉士5名）

介護職員は、事業の提供に当たる。

（5）機能訓練指導員 2名（常勤兼務2名）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。

（6）計画作成担当者 1名（常勤兼務1名）

計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画を作成する。

第6条（入居定員及び居室数）

事業所の入居定員は29名、居室数は29室とする。

第7条（介護付有料老人ホーム並びに指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容）

介護の内容は次のとおりとする。

- （1）地域密着型特定施設サービス計画の作成
- （2）入浴（週3回）、排泄、食事等の介護
- （3）その他の日常生活上の支援・世話
- （4）機能訓練
- （5）健康管理
- （6）相談及び援助
- （7）受診介助による情報提供（看護師）

第8条（利用料その他の費用の額）

指定地域密着型特定施設入居者生活介護の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定地域密着型特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割の額とする。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる項目については、契約書別紙に掲げる利用料金の支払いを受ける。

- ①個別的な外出介助（利用者の特別な希望により、個別に行われる買い物・旅行等の外出介助、協力

医療機関等以外の通院・入退院の際の介助)

②個別的な買い物等の代行

③標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助

④おむつ代

⑤その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適用と認められる費用

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第9条（利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続）

全室個室で介護居室であるため、一時介護室は設置していない。

第10条（施設の利用に当たっての留意事項）

施設の利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

一 利用者は、事業所の従業員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

二 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出るものとする。

三 利用者は、健康に留意するものとする。

四 利用者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

2 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。

二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

四 指定した場所以外で火気を用いること。

五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

第11条（緊急時等における対応方法）

事業の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずる。

第12条（非常災害対策）

事業者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定め、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に従業員に周知するとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

第13条（個人情報の保護）

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得る

ものとする。

第 14 条（書類の整備）

事業者は、入居者及びその身元引受人等の氏名及び連絡先を明らかにした名簿並びに設備、職員、会計及び入居者の状況に関する書類を整備するものとする。

- 2 老人福祉法第 29 条第 3 項の規定を遵守し、費用の受領の記録、提供したサービスの内容、提供したサービスにかかる苦情に関する記録等の事項について帳簿を作成し、5 年間保存する。

第 15 条（その他運営に関する重要事項）

事業者は、従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上をはかるため、研修（外部研修を含む。）を入職時及び入職後において、定期的に実施する。

- 2 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録するものとする。なお、その詳細な手続き等については別に定めるものとする。
- 5 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 6 事業者は、職員の心身の健康に留意し、入職時及び入職後年に 2 回の健康診断を行うとともに就業中の衛生管理について十分な点検を行うものとする。
- 7 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人 社団大徳会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

平成 27 年 5 月 1 日一部改正（所在地、員数、介護内容及び記録の保存期間）

平成 27 年 8 月 1 日一部改正（法定代理受領の額）